

平成22年

第2回市議会臨時会 議案第7号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
の制定について

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

平成22年11月26日提出

函館市長 西尾正範

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年函館市条例第15
号)の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「第22条の3まで」の後ろに「および附則第13
項第3号」を加え、同条第2項各号列記以外の部分中「100分の
150」を「100分の135」に改め、「第22条の4」の後ろに
「および附則第16項」を加え、「100分の130」を「100分
の115」に改め、同条第3項中「死亡した日現在」の後ろに「。附
則第13項第3号において同じ。」を加える。

第22条の4第1項中「第3項まで」の後ろに「および附則第13
項第4号」を加え、同条第2項中「次項」の後ろに「および附則第13
項第4号」を加え、「100分の70」を「100分の65」に、「
100分の90」を「100分の85」に改める。

附則第13項を次のように改める。

13 当分の間、職員(行政職給料表の適用を受ける職員のうち、その
職務の級が6級以上である者であつてその号給がその職務の級にお
ける最低の号給でないものに限る。以下この項および次項において
「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たつて
は、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(

特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 給料月額 当該特定職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額(当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合(以下この項、附則第15項および第16項において「最低号給に達しない場合」という。))にあつては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額(以下この項および附則第15項において「給料月額減額基礎額」という。))
- (2) 地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額)
- (3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額(第22条第4項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額およびこれに対する地域手当の月額の合計額(同条第4項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に

規定する割合を乗じて得た額に，当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額)

- (4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額（第22条の4第4項において準用する第22条第4項の規定の適用を受ける職員にあつては，当該合計額に，当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第16項において「勤勉手当減額対象額」という。）に，当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第22条の4第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては，それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額およびこれに対する地域手当の月額の合計額（同条第4項において準用する第22条第4項の規定の適用を受ける職員にあつては，当該合計額に，当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第16項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に，当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第22条の4第2項前段に規定する割合を乗じて得た額)

- (5) 第9条の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ，それぞれ次に定める額

ア 第9条第1項 前各号に定める額

イ 第9条第2項または第3項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 第9条第4項 第1号および第2号に定める額に，同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第9条第5項 第1号から第3号までに定める額に，同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

附則に次の3項を加える。

- 14 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となつた場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、市長が定める。
- 15 附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第20条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した給与額から、給料月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額およびこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。
- 16 附則第13項の規定が適用される間、第22条の4第2項後段の規定により超えてはならないとされる額は、同項後段の規定にかかわらず、同項後段の規定により算出した額から、附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員の勤勉手当減額対象額に100分の0.975（特定管理職員にあつては、100分の1.275）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の65（特定管理職員にあつては、100分の85）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

別表1を次のように改める。

別表1 行政職給料表（第3条関係）

職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	給料月額（円）	給料月額（円）	給料月額（円）	給料月額（円）	給料月額（円）	給料月額（円）	給料月額（円）	給料月額（円）	給料月額（円）
1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	466,700
2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	415,500	469,800
3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,000	472,900
4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	420,500	476,000
5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300	422,800	479,000
6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800	425,200	482,100
7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300	427,600	485,200
8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800	430,000	488,300
9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400	432,300	491,300
10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100	434,600	494,400
11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800	436,900	497,500
12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500	439,100	500,600
13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100	441,300	503,600
14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400	443,300	506,000
15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700	445,300	508,400
16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100	447,300	510,800
17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,400	449,300	513,300
18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,500	451,100	514,800
19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	410,600	452,900	516,300
20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	412,700	454,700	517,800
21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	414,800	456,500	519,000
22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	416,800	458,000	520,500
23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	418,800	459,500	522,000
24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	420,800	461,000	523,500
25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	422,900	462,500	524,800
26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	424,500	463,900	526,000
27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	426,100	465,300	527,200
28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	427,700	466,600	528,400
29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,500	429,400	467,800	529,600
30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	381,400	430,700	468,600	530,500
31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	383,300	432,000	469,400	531,400
32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	385,100	433,300	470,200	532,300
33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,900	434,600	471,000	533,100
34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	388,600	435,900	471,800	534,000
35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	390,300	437,200	472,600	534,900
36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	392,000	438,400	473,400	535,800
37	191,600	248,000	290,100	336,500	364,200	393,700	439,700	474,200	536,700
38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,600	394,900	440,600	475,000	537,600
39	194,200	251,200	293,700	340,500	367,100	396,100	441,500	475,800	538,500
40	195,500	252,800	295,500	342,500	368,600	397,300	442,400	476,600	539,400
41	196,900	254,200	297,400	344,400	370,100	398,400	443,200	477,400	540,300
42	198,200	255,600	299,100	346,300	371,300	399,600	444,000	478,100	
43	199,500	257,000	300,800	348,200	372,500	400,800	444,800	478,900	
44	200,800	258,400	302,500	350,100	373,700	402,000	445,600	479,700	
45	202,000	259,700	304,200	352,000	374,700	403,000	446,400	480,500	
46	203,300	261,100	305,900	353,600	375,600	403,700	447,200		
47	204,600	262,500	307,600	355,200	376,500	404,400	448,000		
48	205,900	263,900	309,300	356,800	377,400	405,100	448,800		

4 9	207, 100	265, 200	310, 600	358, 500	378, 400	405, 900	449, 400		
5 0	208, 200	266, 400	312, 200	359, 700	379, 200	406, 600	450, 200		
5 1	209, 300	267, 700	313, 800	360, 900	380, 000	407, 300	451, 000		
5 2	210, 400	269, 000	315, 400	362, 000	380, 800	408, 000	451, 800		
5 3	211, 600	270, 100	317, 100	363, 000	381, 700	408, 800	452, 400		
5 4	212, 600	271, 400	318, 700	364, 100	382, 400	409, 500	453, 200		
5 5	213, 600	272, 700	320, 300	365, 100	383, 100	410, 200	454, 000		
5 6	214, 600	274, 000	321, 900	366, 200	383, 800	410, 900	454, 800		
5 7	215, 400	275, 200	323, 400	367, 100	384, 500	411, 600	455, 400		
5 8	216, 400	276, 300	324, 600	367, 800	385, 100	412, 300	456, 200		
5 9	217, 300	277, 400	325, 800	368, 500	385, 800	413, 000	457, 000		
6 0	218, 300	278, 500	327, 000	369, 200	386, 500	413, 700	457, 800		
6 1	219, 200	279, 700	328, 100	369, 800	387, 000	414, 300	458, 400		
6 2	220, 200	280, 700	329, 100	370, 500	387, 700	415, 000			
6 3	221, 200	281, 700	330, 000	371, 200	388, 400	415, 700			
6 4	222, 200	282, 700	331, 000	371, 900	389, 100	416, 400			
6 5	223, 000	283, 500	331, 900	372, 400	389, 600	416, 900			
6 6	224, 000	284, 400	332, 700	373, 100	390, 300	417, 500			
6 7	225, 000	285, 300	333, 500	373, 800	391, 000	418, 200			
6 8	226, 100	286, 200	334, 300	374, 500	391, 700	418, 900			
6 9	226, 900	287, 200	335, 200	375, 000	392, 200	419, 400			
7 0	227, 700	288, 000	335, 900	375, 700	392, 900	420, 100			
7 1	228, 500	288, 800	336, 600	376, 400	393, 600	420, 800			
7 2	229, 300	289, 600	337, 300	377, 100	394, 300	421, 500			
7 3	230, 100	290, 400	337, 800	377, 600	394, 800	422, 000			
7 4	230, 800	290, 900	338, 400	378, 300	395, 500	422, 700			
7 5	231, 500	291, 400	339, 000	379, 000	396, 200	423, 400			
7 6	232, 200	291, 900	339, 600	379, 700	396, 900	424, 100			
7 7	233, 000	292, 300	340, 000	380, 200	397, 300	424, 600			
7 8	233, 800	292, 700	340, 500	380, 800	398, 000				
7 9	234, 600	293, 100	341, 000	381, 400	398, 700				
8 0	235, 400	293, 500	341, 500	382, 000	399, 400				
8 1	236, 100	293, 800	342, 000	382, 700	399, 900				
8 2	236, 800	294, 200	342, 500	383, 300	400, 600				
8 3	237, 500	294, 600	343, 000	383, 900	401, 300				
8 4	238, 200	295, 000	343, 500	384, 500	402, 000				
8 5	239, 000	295, 300	344, 000	385, 100	402, 500				
8 6	239, 700	295, 700	344, 500	385, 700	403, 200				
8 7	240, 400	296, 100	345, 000	386, 300	403, 900				
8 8	241, 100	296, 500	345, 500	386, 900	404, 600				
8 9	241, 900	296, 800	345, 900	387, 600	405, 100				
9 0	242, 400	297, 200	346, 400	388, 200					
9 1	242, 900	297, 600	346, 900	388, 800					
9 2	243, 400	298, 000	347, 400	389, 400					
9 3	243, 700	298, 200	347, 700	390, 100					
9 4		298, 600	348, 200	390, 700					
9 5		299, 000	348, 700	391, 300					
9 6		299, 400	349, 200	391, 900					
9 7		299, 600	349, 500	392, 600					
9 8		300, 000	350, 000						
9 9		300, 400	350, 500						
1 0 0		300, 800	351, 000						

1 0 1		301,000	351,300						
1 0 2		301,400	351,700						
1 0 3		301,800	352,100						
1 0 4		302,200	352,500						
1 0 5		302,400	353,000						
1 0 6		302,800	353,400						
1 0 7		303,200	353,800						
1 0 8		303,600	354,200						
1 0 9		303,800	354,700						
1 1 0		304,200	355,100						
1 1 1		304,600	355,500						
1 1 2		305,000	355,900						
1 1 3		305,200	356,400						
1 1 4		305,600							
1 1 5		306,000							
1 1 6		306,400							
1 1 7		306,600							
1 1 8		306,900							
1 1 9		307,200							
1 2 0		307,500							
1 2 1		307,900							
1 2 2		308,200							
1 2 3		308,500							
1 2 4		308,800							
1 2 5		309,200							

備考 この表は、医師職給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項各号列記以外の部分中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の135」を「100分の137.5」に、「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の115」を「100分の117.5」に改める。

第22条の4第2項中「100分の65」を「100分の67.5」に、「100分の85」を「100分の87.5」に改める。

附則第16項中「100分の0.975」を「100分の1.0125」に、「100分の1.275」を「100分の1.3125」に、「100分の65」を「100分の67.5」に、「100分の85」を「100分の87.5」に改める。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年函館市条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第9項中「平成21年函館市条例第46号」の後ろに「。第1号において「平成21年改正条例」という。」を加え、「同条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に100分の99.76」を「次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額に当該各号に定める割合」に改め、「相当する額」の後ろに「（一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）」を加え、同項に次の各号を加える。

(1) 平成21年改正条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員 100分の99.59

(2) 前号に掲げる職員以外の職員（医師職給料表の適用を受ける職員を除く。） 100分の99.83

附則第12項中「一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）」を「給与条例」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年函館市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額（円）
1	375,000
2	424,000
3	477,000
4	543,000
5	620,000
6	724,000
7	848,000

第7条第2項中「100分の150」を「100分の135」に、「100分の165」を「100分の150」に改める。

第5条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の145」を「100分の140」に、「100分の135」を「100分の137.5」に、「100分の150」を「100分の155」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条および第5条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

（平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下この項および附則第4項において「改正後の給与条例」という。）第9条（第4項を除く。）もしくは第22条第2項（第4条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第2項の規定により読み替えて適

用する場合を含む。) から第 4 項までもしくは附則第 1 3 項, 外国の地方公共団体の機関等に派遣される函館市職員の処遇等に関する条例 (平成 1 6 年函館市条例第 6 号) 第 4 条第 1 項または公益的法人等への函館市職員の派遣等に関する条例 (平成 1 4 年函館市条例第 1 0 号) 第 4 条の規定にかかわらず, これらの規定により算定される期末手当の額 (以下この項において「基準額」という。) から次に掲げる額の合計額 (以下この項において「調整額」という。) に相当する額を減じた額とする。この場合において, 調整額が基準額以上となるときは, 期末手当は, 支給しない。

(1) 平成 2 2 年 4 月 1 日 (同月 2 日から同年 1 2 月 1 日までの間に職員 (一般職の職員の給与に関する条例第 2 5 条に規定する職員を除く。以下この項および次項において同じ。) 以外の者または職員であって適用される給料表ならびにその職務の級および号給がそれぞれ次の表の給料表欄, 職務の級欄および号給欄に掲げるものであるもの (改正後の給与条例附則第 1 3 項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず, かつ, 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (平成 1 8 年函館市条例第 2 6 号) 附則第 9 項の規定の適用を受けない職員に限る。) もしくは医師職給料表の適用を受ける職員からこれらの職員以外の職員 (以下この項において「減額改定対象職員」という。) となった者 (平成 2 2 年 4 月 1 日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して市長が定めるものを除く。) にあっては, その減額改定対象職員となった日 (当該日が 2 以上あるときは, 当該日のうち市長が定める日)) において減額改定対象職員が受けるべき給料, 扶養手当, 住居手当, 地域手当, 初任給調整手当, 単身赴任手当 (一般職の職員の給与に関する条例第 1 3 条の 3 第 2 項に規定する市長が定める額を除く。) および管理職手当の月額合計額に 1 0 0 分の 0. 2 6 を乗じて得た額に, 同月からこの条例の施行の日の属する月の前月までの月数 (同年 4 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までの期間において, 在職しなかった期間, 給料を支給されなか

った期間，減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の市長が定める期間がある職員にあつては，当該月数から当該期間を考慮して市長が定める月数を減じた月数) を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	1 級	1 号給から 9 3 号給まで
	2 級	1 号給から 6 4 号給まで
	3 級	1 号給から 4 8 号給まで
	4 級	1 号給から 3 2 号給まで
	5 級	1 号給から 2 4 号給まで
	6 級	1 号給から 1 6 号給まで
	7 級	1 号給から 4 号給まで

(2) 平成 2 2 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して市長が定める者を除く。）に同月に支給された期末手当および勤勉手当の合計額に 1 0 0 分の 0. 2 6 を乗じて得た額

3 平成 2 2 年 4 月 1 日から同年 1 2 月 1 日までの間において市長が定める者であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して市長が定めるものに関する前項の規定の適用については，同項中「次に掲げる額」とあるのは，「次に掲げる額および市長が定める者との権衡を考慮して市長が定める額」とする。

(平成 2 2 年 4 月 1 日前に 5 5 歳に達した職員に関する読替え)

4 平成 2 2 年 4 月 1 日前に 5 5 歳に達した職員に対する改正後の給与条例附則第 1 3 項の規定の適用については，同項中「当該特定職員が 5 5 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日」とあるのは「平成 2 2 年 1 2 月 1 日」と，「5 5 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後」とあるのは「同日後」とする。

(市長への委任)

5 前 3 項に定めるもののほか，この条例の施行に関し必要な事項は，市長が定める。

(職員の休日および休暇に関する条例の一部改正)

- 6 職員の休日および休暇に関する条例（平成3年函館市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条の2に次の1項を加える。

- 3 介護休暇については、一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年函館市条例第15号）第14条の規定にかかわらず、その期間の勤務しない1時間につき、同条例第20条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

附則に次の1項を加える。

- 4 一般職の職員の給与に関する条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第7条の2第3項の規定の適用については、同項中「第20条第1項」とあるのは、「附則第15項」とする。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 7 職員の育児休業等に関する条例（平成4年函館市条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 5 給与条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第10条の規定の適用については、同条中「第20条第1項」とあるのは、「附則第15項」とする。

(提案理由)

一般職の職員の給与を改定するため